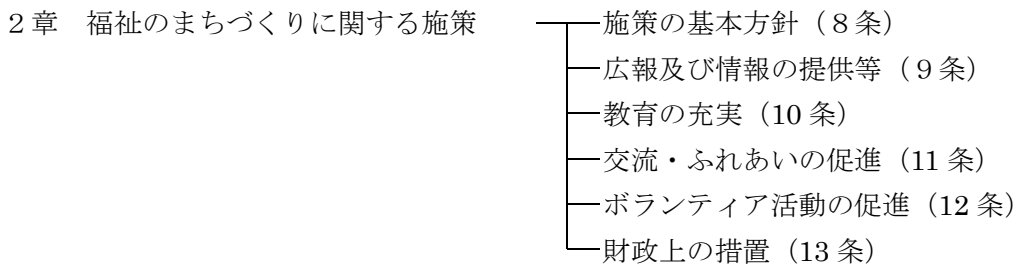
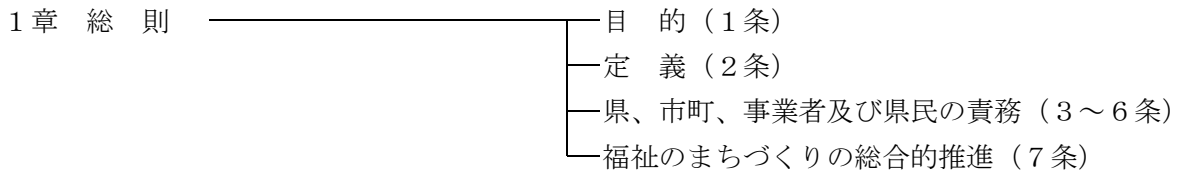


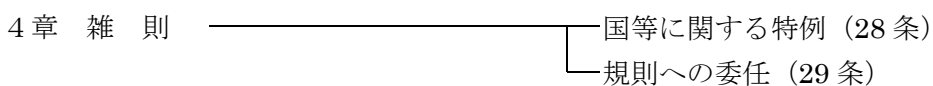
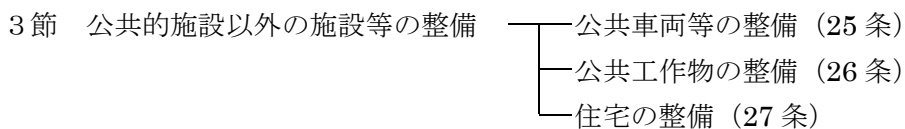
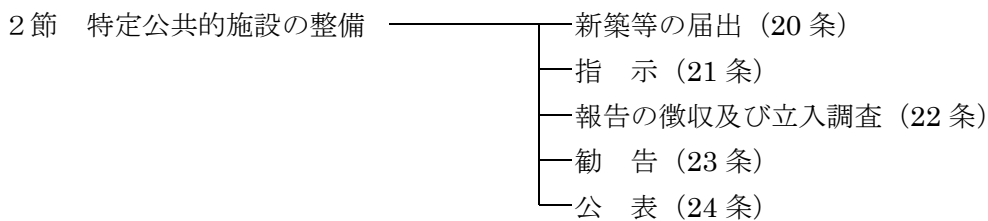
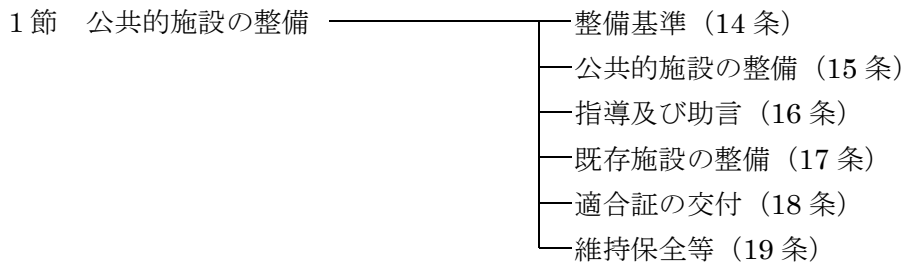
I 静岡県福祉のまちづくり条例の概要

1 静岡県福祉のまちづくり条例の構成

前 文



3章 公共的施設等の整備



附 則

2 静岡県福祉のまちづくり条例の要旨

公布年月日：平成7年10月18日

施行年月日：平成8年4月1日

前 文

県民の一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる「だれもが住みよい福祉のまちづくり」を県民が一体となって推進する。

総 則（第1条～第7条）

<目 的>

県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、県民の福祉の増進に資する。

<定 義>

- ①「障害者、高齢者等」：障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者
- ②「公共的施設」：社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの

<責 務>

- ① 県の責務
 - ・福祉のまちづくりに関する総合的な施策の実施
- ② 市町の責務
 - ・地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施
- ③ 事業者の責務
 - ・障害者、高齢者等が安全で円滑に利用できる施設の整備
 - ・県、市町の施策への協力
- ④ 県民の責務
 - ・福祉の学習活動、ボランティア活動等への積極的な参加
 - ・県、市町の施策への協力

<総合的推進>

- ・県、市町、事業者及び県民による一体的推進
- ・市街地再開発事業、土地区画整理事業等の機会をとらえた積極的推進

福祉のまちづくりに関する施策（第8条～第13条）

- ① 基本方針
 - ・県民意識の高揚
 - ・公共的施設等の整備促進
- ② 広報及び情報の提供等
- ③ 福祉教育の充実
- ④ 障害者等との交流・ふれあいの促進

- ⑤ ボランティア活動の促進
- ⑥ 必要な財政上の措置

公共的施設の整備（第14条～第19条）

- ① 整備基準への適合
 - ・公共的施設の整備基準を規定（出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等に適用）
- ② 新築等の施設整備
 - ・公共的施設を新築等する場合は、整備基準への適合努力義務
 - ・知事は、整備基準に基づき指導・助言
- ③ 既存施設の整備
 - ・整備基準への適合状況を把握し、整備努力
 - ・知事は、整備基準に基づき必要な要請
- ④ 適合証の交付
 - ・整備基準に適合する施設への適合証の交付
- ⑤ 維持保全
 - ・整備基準適合施設の機能維持
 - ・障害者等の利用を妨げる行為の禁止

特定公共的施設の整備（第20条～第24条）

- ① 特定公共的施設
 - ・公共的施設のうち公共性の高い施設を指定
- ② 新築等の届出
 - ・新築等をする場合は、工事着手前に整備計画を知事に届出
 - ・知事は、届出者に対して「指導・助言」、「指示」、「報告の徴収」、「立入調査」等を実施
- ③ 勧告、公表
 - ・無届出者に対する「勧告」
 - ・勧告に従わないときの「公表」

公共的施設以外の施設等の整備（第25条～第27条）

- ① 公共車両等の整備
 - ・安全で円滑に利用できる鉄道車両、バス、タクシー等の整備
- ② 公共工作物の整備
 - ・安全で円滑に利用できる交通信号機、案内標識、バス停留所等の整備
- ③ 住宅の整備
 - ・安全で円滑に利用できる住宅の整備、供給

雑 則（第28条～第29条）

- ・国、県、市町等は、新築等の届出義務など一部規定を適用除外
- ・規則への委任

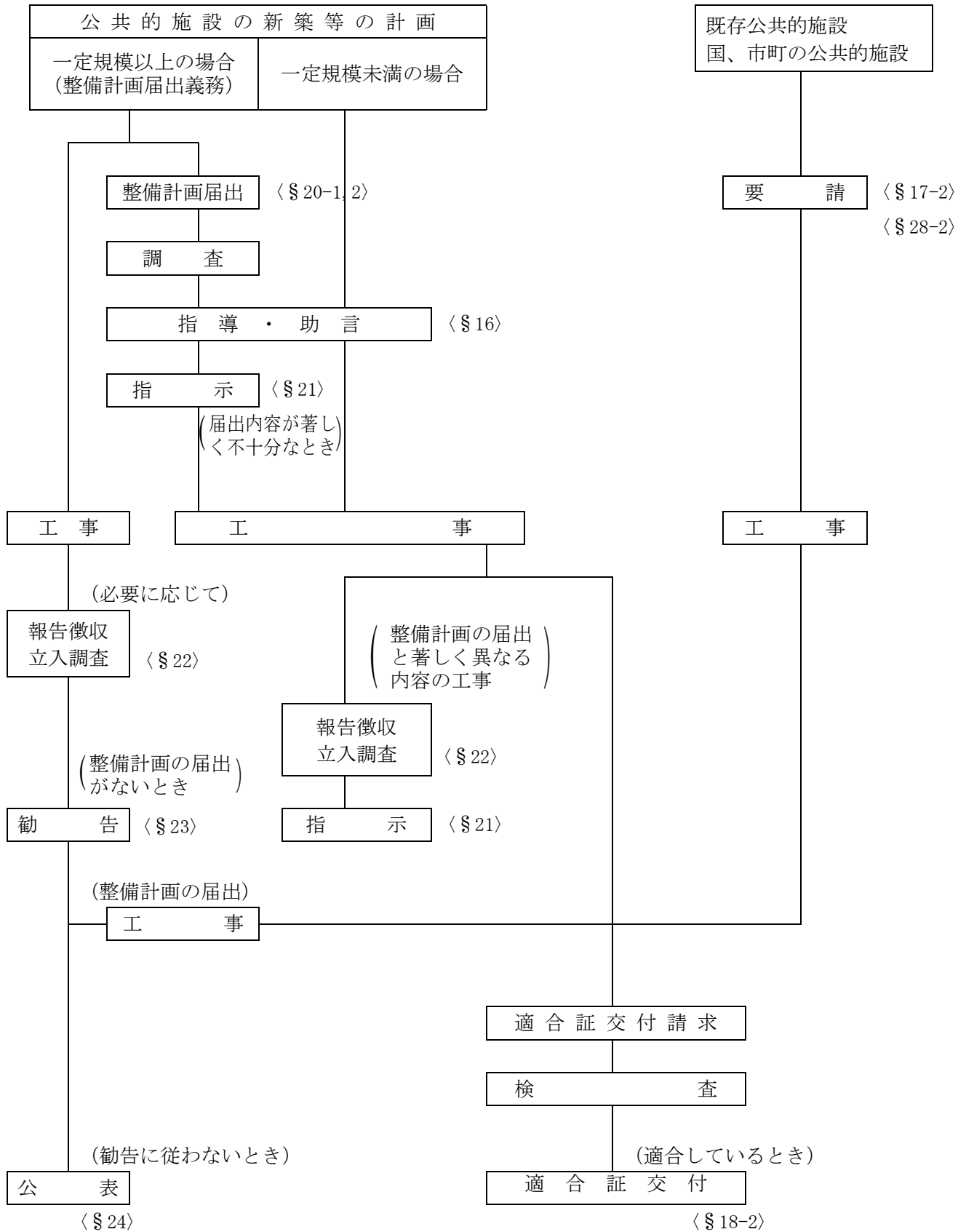
3 条例の対象施設一覧表

公共的施設（整備が必要な施設）		特定公共的施設 (届出が必要な施設)	
建築物	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	全てのもの
	医療施設	病院、診療所、助産所	300㎡以上
	官公庁施設	国、地方公共団体等の施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの	全てのもの
	教育施設	学校（学校教育法第1条に規定する学校）	全てのもの
		専修学校、各種学校その他これらに類する施設	500㎡以上
	文化施設	図書館、美術館、博物館その他これらに類する施設	全てのもの
	宿泊施設	ホテル、旅館、簡易宿所	500㎡以上
	娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場等の興業場	500㎡以上
		マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、カオホックスその他これらに類する遊戯施設	
	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの
	展示施設	展示場	1,000㎡以上
	スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ホウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	1,000㎡以上
	環境衛生施設	公衆浴場	500㎡以上
		公衆便所、火葬場	全てのもの
	公益事業を営む店舗等	電気、電気通信、ガス等の公益事業を営む店舗	300㎡以上
		社会福祉協議会、商工会議所その他の公共的団体の事務所	
	金融機関等の店舗	銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関の店舗	300㎡以上
	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	500㎡以上
	飲食店等	飲食店、喫茶店、料理店、その他これらに類するもの	500㎡以上
	サービス業を営む店舗等	郵便局、簡易郵便局	全てのもの
		理髪店、クリーニング取次店、質屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	500㎡以上
自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く）	500㎡以上	
自動車教習所等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	500㎡以上	
複合施設	複合施設	1,000㎡以上	
共同住宅等	共同住宅(1棟あたりの戸数が51戸以上のもの)等	全てのもの	
地下街等	地下街等	全てのもの	
事務所	事務所の用に供するもの	2,000㎡以上	
工場	工場の用に供するもの	2,000㎡以上	
建築物以外	公共交通機関の施設	駅舎、バスターミナル、空港、港湾の旅客施設（建築物以外のもの）	全てのもの
	道路	道路（道路法の道路）	全てのもの
	公園等	都市公園、児童遊園、港湾緑地、動物園、植物園	全てのもの
		上記施設に類する公園、遊園地等（敷地面積が2,500㎡以上のもの）	全てのもの
路外駐車場	駐車場法の駐車場（建築物以外のもの）	500㎡以上	

※以下の施設は届出義務の対象外

- ・バリアフリー法第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(例：床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物等)〈規則第4条、6条〉
- ・国、県、市町等が新築等しようとする場合の特定公共的施設〈条例第28条第1項〉

4 条例の規定による届出手続等の概要



5 条例に基づく届出等の手続のフロー図

